

「令和7年度宜野湾市民設放課後児童クラブ設置運営事業者募集」プロポーザル 質問に対する回答

令和7年12月22日公開

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|--|
| 1 | 3. 応募要件 | 現在は沖縄県外に本社を設けていますが、来年1月頃に本社を沖縄に移転する予定です。この場合でも申請は可能でしょうか。 | 応募書類提出日までに本社移転登記が完了している場合は申請が可能です。 |
| 2 | 3. 応募要件 | 個人として応募・採択された後、事業開始後に法人を設立し、当該法人へ事業主体を変更することは可能でしょうか。 | 個人から法人へ事業主体を変更する場合、応募した個人が提案した運営内容を継続して実施できる代表者等であれば可とします。 また、個人で応募される場合も、令和7年4月1日時点において1年以上放課後児童健全育成事業又は、教育・保育施設等の運営実績を有する必要がありますので、ご留意ください。 |
| 3 | 6. 本公募に係る放課後児童クラブの概要及び基準 (13)施設整備及び運営の補助金 | 送迎車両での送迎を行う際、リース車両の料金は補助金対象内ですか。 | 補助の対象となります。ただし、「放課後児童クラブ送迎支援事業」の対象にはなりません。 |
| 4 | 6. 本公募に係る放課後児童クラブの概要及び基準 (13)施設整備及び運営の補助金 | 送迎の運転手の人物費は補助の対象ですか。 | 補助の対象となります。 ただし、地域の人才（地域において児童の健全育成等に关心を持つ者）が下校時の付き添いを行う場合の謝礼金や人物費が、「放課後児童クラブ送迎支援事業」の補助の対象となります。 |
| 5 | 6. 本公募に係る放課後児童クラブの概要及び基準 (13)施設整備及び運営の補助金 | 徒歩にて下校をさせる場合、付き添いの支援員及び補助員の人物費に補助はありますか。 | 支援員及び補助員が付き添いを行った場合の人物費については特定の補助はありません。 |

「令和7年度宜野湾市民設放課後児童クラブ設置運営事業者募集」プロポーザル 質問に対する回答

令和7年12月22日公開

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|--|
| 6 | 6. 本公募に係る放課後児童クラブの概要及び基準 (イ3)施設整備及び運営の補助金 | 開所時間内に送迎に出る場合、送迎対応人員は、育成支援現場にて基準配置の人員ではなく、プラスの人員にて対応する必要がありますか。つまり「基準配置2名+送迎人員」となりますか。 | 「基準配置2名+送迎人員」となります。 |
| 7 | 6. 本公募に係る放課後児童クラブの概要及び基準 (イ3)施設整備及び運営の補助金 | 特別支援児童の応募がなく定員の中に特別支援児童がいない年度でも職員を基準配置+1名(障害児加配担当)と、常時3名を配置することで「障害児受入推進事業」の補助対象となりますか。 | 児童の募集要項と在籍の有無等を確認したうえで、国の補助金交付要綱に基づき判断していきます。 |
| 8 | 7. 応募方法 (イ) 提出書類 (イー①) 定款(法人の場合) | 令和8年1月1日より法人の代表理事の変更が予定されています。現時点においての代表理事の名前をもって提出書類を準備しますが、なにか追加で提出する書類等がありましたらご指示願います。 | 代表理事の変更を予定している場合、変更後の代表理事の履歴書の提出をお願いします。 |
| 9 | 7. 応募方法 (イ) 提出書類 (イー②) 代表者及び施設長予定者の履歴書 | 複数校区に応募する場合、施設長予定者は同一人物で良いでしょうか。 | 複数校区に応募する場合、各校区で設置する放課後児童クラブごとに、専任の施設長を配置してください。 |
| 10 | 7. 応募方法 (イ) 提出書類 (イー③) 国税及び市町村税の滞納のない証明書(3か月以内に発行のもの) | (イー③)「国税及び~」の納税証明書とは、代表理事個人のものか、法人のものか、それとも両方が対象でしょうか。 | 法人として応募する場合は、当該法人に係る国税及び市町村税の滞納のない証明書を提出してください。 代表理事個人の納税証明書の提出は不要です。 |

「令和7年度宜野湾市民設放課後児童クラブ設置運営事業者募集」プロポーザル 質問に対する回答

令和7年12月22日公開

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|---|
| 11 | 7. 応募方法 (1) 提出書類 (イー③) 国税及び市町村税の滞納のない証明書（3か月以内に発行のもの） | 納税証明書は税の種類別となっているようです。証明書の対象となる税の種類について指定がありましたら教えてください。例：消費税、所得税、住民税等 | <p>本公募における「国税及び市町村税の滞納のない証明書」については、特定の税目を限定して指定しているものではありません。</p> <p>そのため、以下の内容が確認できる証明書を提出してください。</p> <p>国税：申告義務のある国税について、滞納がないことが確認できる証明書（例：納税証明書「その3（未納税額のないことの証明）」等）</p> <p>市町村税：申告義務のある市町村税について、滞納がないことが確認できる証明書（例：市町村税完納証明書等）</p> <p>なお、応募者の区分（法人・個人）に応じて、当該法人又は当該個人に係る証明書を提出してください。</p> <p>いずれも発行日から3か月以内のものが必要です。</p> |
| 12 | 7. 応募方法 (1) 提出書類 (ウー②) 施設の確保状況が分かる書類 | 一軒家を借用して学童運営を行う場合、仮契約書での応募は可能ですか。 | <p>応募時点においては、仮契約書等により、当該物件を確実に確保できることが確認できる場合は応募可能とします。</p> <p>なお、設置運営事業者として選定された場合には、事業開始までに本契約を締結し、確定した賃貸借契約書の写しを提出していただきますので、あらかじめご了承ください。</p> |

「令和7年度宜野湾市民設放課後児童クラブ設置運営事業者募集」プロポーザル 質問に対する回答

令和7年12月22日公開

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|--|
| 13 | 7. 応募方法 (1) 提出書類 (ウ-②) 施設の確保状況が分かる書類 | 民家にて運営する場合、民家には何部屋がありますが配置する人員は各部屋ごとではなく、家一軒においての基準と考えてよろしいですか。 | <p>配置する人員については、当該放課後児童クラブ支援単位の基準で考えていただいて差し支えありません。</p> <p>ただし、次の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家内で複数の部屋を使用する場合であっても、児童の安全確保及び適切な見守りができる体制を整えることが必要です。 ・部屋の構成や使用方法によっては、見守り体制の妥当性について審査の中で確認する場合があります。 <p>なお、実際の運営においては、児童の動線や活動内容等を踏まえ、安全管理上、適切な職員配置となるよう配慮してください。</p> |
| 14 | 7. 応募方法 (2) 書類の提出 (ウ) 提出部数 | 複数校区に応募するのは可能だとあるが、応募書類を提出するのは、校区ごとに10部ずつ（正本1部、写し9部）という認識で良いでしょうか。 例えば2校区に応募するなら20部ということでしょうか。 | 各校区10部ずつの提出となります。 |

「令和7年度宜野湾市民設放課後児童クラブ設置運営事業者募集」プロポーザル 質問に対する回答

令和7年12月22日公開

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|--|
| 15 | 9. 審査方法（選定方法） (3) 2次審査（プレゼンテーション・質疑応答による審査） | パワーポイントを用いてプレゼンをしたいと思うが、スクリーンやPC、プロジェクターの持ち込みは可能ですか。 | 募集要項9. 審査方法（選定方法）（3）※2に記載のとおり、プレゼンテーションは、提出書類（事業計画書（様式第6号）を主に使用）にて行うこととしており、パワーポイント等の資料を用いたプレゼンテーションは認めておりません。 そのため、 スクリーン、パソコン、プロジェクター等の機材の持ち込み、 機材設置に要する時間の取扱い、 機材設置のための人員の動員、 パワーポイント資料の当日配布 については、いずれも想定しておりません。 |
| 16 | 9. 審査方法（選定方法） (3) 2次審査（プレゼンテーション・質疑応答による審査） | 機材を設置する時間は、プレゼンの20分に含まれますか。 | |
| 17 | 9. 審査方法（選定方法） (3) 2次審査（プレゼンテーション・質疑応答による審査） | 機材を設置する人材を連れてきてもよろしいでしょうか（プレゼン中は退室）。 | |
| 18 | 9. 審査方法（選定方法） (3) 2次審査（プレゼンテーション・質疑応答による審査） | PPの印刷資料を当日配布することは可能ですか。 | |
| 19 | 12. スケジュール | 令和8年度の児童募集は、事業者選定後の募集となりますか。 | 事業者選定後の募集となります。 |
| 20 | - | 利用見込みの算定に当たり、各学校区ごとの直近の待機児童数、または参考となる統計資料等ございましたら、開示いただくことは可能でしょうか。 | 本市で把握している令和7年5月1日時点の待機児童数は以下のとおりです。 ・嘉数小校区 10名 ・はごろも小校区 15名 ・普天間小校区 2名 ・普天間第二小校区 29名 その他、参考となる統計資料としては下記URLをご確認ください。 https://www.city.ginowan.lg.jp/material/files/group/46/R7_2.pdf |